



事務所だより 1月

2021(R3)



令和3(2021)年1月

I 来年4月施行 同一労働同一賃金の取組について

大企業において2020年4月より適用されている同一労働同一賃金ですが、来年度4月より中小企業でも適用されます。同一企業において正社員、非正社員間での基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差が禁止されます。また、非正社員から求められた場合には正社員との待遇差の内容や理由等について、事業主が説明することや、説明を求めたことを理由に不利益扱いをしないことが義務付けられます。

◆企業・労働者の反応

11月の閣議に提出された「令和2年度 年次経済財政報告」において同一労働同一賃金の各企業の取組や影響に関する内容がまとめられています。待遇の違いについて、「業務の内容等が同じ正社員と比較して納得できない」と回答した非正規労働者の割合は、「賞与」37.0%、「定期的な昇給」26.6%、「退職金」23.3%となっています。取組の実施率は、「業務内容の明確化」35.2%、「給与体系の見直し」34.0%、「諸手当の見直し」31.3%、となっています。また、企業が課題と感じていることは、「費用がかさむ」30.4%、「取り組むべき内容が不明確」19.5%、「社内慣行や風習を変える事が難しい」18.7%となっています。

◆対応に必要な費用の一部に助成金を活用することもできます

厚生労働省のキャリアアップ助成金では、キャリアアップ計画を提出し、非正規社員の待遇改善等を行う場合において、費用の助成が受けられます。「同一労働同一賃金」に向けて対応を進める企業で多く利用されていますが、不正受給と判断されると、支給取消しやペナルティが課されるだけでなく企業名が公表されます。まずは専門家への相談が得策かもしれません。

II 来年4月施行 70歳までの就業機会の確保

これまでの高齢者雇用安定法における雇用延長制度では、雇用延長は65歳までであり、各企業は65歳まで働くことができるように①定年制の廃止②定年の引き上げ③継続雇用制度導入のいずれかの措置を取ることが義務付けられていました。来年4月から施行される改正案の内容についてご紹介します。

◆令和3年4月1日からの改正の内容

来年4月より施行される改正法では各企業が70歳まで働ける機会を提供するために、以下のいずれかの措置をとることを「努力義務」として定めています。①定年制の廃止②70歳までの定年引上げ③70歳までの継続雇用制度・再雇用制度の導入④業務委託制度の導入⑤社会貢献活動への従事を支援する制度の導入 これらの70歳までの就業確保措置は努力義務となるため、対象者を限定する基準を設けることが可能となります(①、②を除く)。また、事業主が恣意的に高年齢者を排除しようとするなど法の趣旨等に反するものは認められません。④⑤を実施する場合において、「心身の故障のため業務に耐えられないと認められること」「勤務(業務)状況が著しく不良で引き続き従業員としての職責(義務)を果たし得ないこと」といった事項等を就業規則や就業支援等措置の計画に記載した場合には、契約を継続しないことが認められます。

連載コラムNo.4

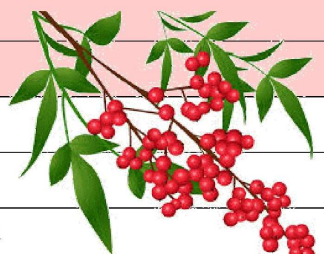
「知っておきたい36協定」

法定時間外労働や法定休日労働をさせるためには、36協定の締結・労働基準監督署への届け出が原則必要です。36協定とは労働基準法36条についての協定であり、法36条には「36協定を結ぶことによって、労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる」旨の規定がされています。今回はこの36協定についてご紹介します。

◆36協定の締結とは？

労働基準法に定める労働時間の原則は1日8時間、週40時間、休日は毎週少なくとも1回となっています。この時間を超えて働かせると違法な状態となります。36協定を締結せずにこの法定労働時間を超えて働かせると、勧告や最長6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。この36協定の締結には会社の代表者と労働者の代表者が協定を結ぶ必要があり、協定に規定される法定時間外労働は限度内時間の枠に収める必要があります。36協定を締結し法定時間外労働に限度時間を設けることで、無制限に労働時間を延ばすことを防いでいます。また、臨時的な場合、36協定の限度時間をさらに延長して残業させることができる特別条項付き36協定という規定もあります。

1	金	元日	
2	土	筆始祭・天満書 北野天満宮 075-461-0005 1/2~1/4	
3	日		
4	月	蹴鞠はじめ 下鴨神社 075-781-0010	
5	火		
6	水	社会保険労務士会 無料相談 075-417-1881	
7	木	白馬奏覧神事 上賀茂神社 075-781-0011	
8	金	十日ゑびす大祭 ゑびす神社 075-525-0005 1/8~1/12	
9	土		
10	日		
11	月	成人の日 泉山七福神巡り 泉涌寺 075-561-1551	
12	火	行政書士会 無料相談 左京区役所 12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	
13	水	社会保険労務士会 無料相談 075-417-1881 行政書士会 無料相談 中京区役所	
14	木	行政書士会 無料相談 下京区役所	
15	金	1級土木施工管理技術検定試験 合格発表 2級土木施工管理技術検定試験 2級管工事施工管理技術検定試験 2級電気通信工事施工管理技術検定試験 2級造園施工管理技術検定試験	学科試験
16	土	武射神事 上賀茂神社 075-781-0011	
17	日		
18	月		
19	火	行政書士会 無料相談 山科区役所・西京区役所	
20	水	社会保険労務士会 無料相談 075-417-1881 行政書士会 無料相談 京都市消費生活総合センター 湯立神楽 城南宮 075-623-0846 お煤払い	
21	木	行政書士会 無料相談 上京区役所・東山区役所	
22	金	2級電気工事施工管理技術検定 2級建築施工管理技術検定	学科試験のみ 合格発表
23	土		
24	日		
25	月		
26	火		
27	水	社会保険労務士会 無料相談 075-417-1881	
28	木	行政書士会 無料相談 北区役所・南区役所・伏見区役所	
29	金	2級電気工事施工管理技術検定 2級建築施工管理技術検定	学科実地試験・実地試験のみ合格発表
30	土		
31	日		
2/1	月	11月決算法人の確定申告 5月決算法人の中間報告	



2020年(令和2年)12月1日作成「2021.1月号」

*社会保険労務士会の無料相談は現在、予約制にて実施中です。

その他、ご利用の際には事前にご確認いただけますようお願い申し上げます。